

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【公表番号】特表2017-505761(P2017-505761A)

【公表日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-008

【出願番号】特願2016-542662(P2016-542662)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/575	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	1/18	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 0 1 N	1/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/575	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	1/18	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 0 1 N	1/02	

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月29日(2018.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とする対象において腎臓機能障害又は不全を予防又は処置する方法において使用するための医薬組成物であって、前記医薬組成物が、前記腎臓機能障害又は不全を予防又は処置するのに十分な量の5-コレステン-3,25-ジオール,3-サルフェート(25HC3S)又はその薬学的に許容可能な塩を含み、並びに前記方法が、前記医薬組成物を対象に投与する工程を含む、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、約0.001mg/kgから約100mg/kgの範囲の用量で投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記投与が、経口的に又は注射によって実施される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記投与が、経口的に実施される、請求項1に記載の医薬組成物。

**【請求項 5】**

前記投与が、注射によって実施される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 6】**

前記投与が、経口的に、非経口的に、静脈内に、筋肉内に、皮下に、皮内注射により、腹腔内注射により、経皮的に、舌下に、直腸に、頬側送達により、エアゾールの吸入により、腔内に、鼻腔内に、又は局所的に実施される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 7】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、薬学的に許容可能な担体をさらに含む製剤の形態で投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 8】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 9】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 2 に記載の医薬組成物。

**【請求項 10】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 3 に記載の医薬組成物。

**【請求項 11】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 4 に記載の医薬組成物。

**【請求項 12】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 5 に記載の医薬組成物。

**【請求項 13】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 6 に記載の医薬組成物。

**【請求項 14】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、25HC3Sの薬学的に許容可能な塩を含む、請求項 7 に記載の医薬組成物。

**【請求項 15】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、約0.001mg/kgから約100mg/kgの範囲の用量で投与される、請求項 4 に記載の医薬組成物。

**【請求項 16】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、約0.001mg/kgから約100mg/kgの範囲の用量で投与される、請求項 5 に記載の医薬組成物。

**【請求項 17】**

前記25HC3S又はその薬学的に許容可能な塩が、約0.1mg/kgから約10mg/kgの範囲の用量で投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 18】**

前記腎臓機能障害又は不全が、急性腎臓傷害を含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 19】**

前記腎臓機能障害又は不全が、慢性腎臓疾患を含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 20】**

前記方法が、腎臓機能障害又は不全を処置する工程を含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

。